



福井労働局

厚生労働省

～ふくいの「働く」を支えます～

Press Release

令和7年1月24日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 木村 和晴

室長補佐 川口ひろみ

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

## 福井県衣服製造業最低工賃の改正決定を答申

福井地方労働審議会（会長：木村 亮）は、令和6年12月6日、福井労働局長（石川 良国）から「福井県衣服製造業最低工賃の改正決定について」の諮問を受け、福井地方労働審議会 福井県衣服製造業最低工賃専門部会を設けて慎重に審議を重ねてきた結果、本年1月23日、福井労働局長に対して答申を行いました。

答申の内容は、別紙のとおりです。

これを受けて、同日、福井労働局長は同審議会の答申要旨を公示し、本年2月7日まで関係家内労働者及び委託者の意見聴取を行います。

### 【主な改正内容】

- 1 婦人服製造業について、品目に「ブラウス」を追加し、「糸くず取り」を1枚20円として新設
- 2 下着製造業について、現行の「スリッパ」「スリーマー」及び「ショーツ」を「スリッパ」「その他の下着」に変更し、「糸くず取り」の適用範囲を拡大
- 3 上記1及び2以外の全工程について、最低工賃を1円～10円引上げ

福井県衣服製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者  
福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業種欄、品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業種	品目	工程	規格	金額			
				現行	答申		
婦人服製造業	スカート又はスラックス	糸くず取り		1枚につき	22円	25円	
		鍵ホック付け		1組につき	34円	35円	
		糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき	25円	27円	
		スナップ付け		1組につき	26円	29円	
		ボタン付け	根巻きに限る	1個につき	14円	16円	
			根巻き以外のもの	1個につき	11円	13円	
	×印しつけ止め		1か所につき	7円	10円		
ブラウス	糸くず取り		1枚につき	/	20円 (新設)		
製スポーツ服	トレーニングシャツ	糸くず取り		1枚につき	16円	17円	
		オープンファスナー付け	ステッチ入れを含む	1枚につき	96円	101円	
	トレーニングパンツ	糸くず取り		1枚につき	13円	14円	
		腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき	9円	10円	
		ファスナー付け		1枚につき	60円	70円	
下着製造業	スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき	25円	28円	
		糸くず取り	18か所以上のもの(1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき	16円	18円	
	その他の下着	糸くず取り	18か所以上のもの(1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき	/	18円 (新設)	
		糸くず取り	11か所以上のもの(1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき	/	12円 (新設)	
		糸くず取り	9か所以上のもの(1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき	/	11円 (新設)	
	スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの(1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき	11円	/	(「その他の下着」へ統合)
	ショーツ	糸くず取り	9か所以上のもの(1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき	10円	/	(「その他の下着」へ統合)

- 4 効力発生の日  
法定どおり